

平成24年10月 1日

横浜市病児・病後児保育事業利用連絡書の記載について

横浜市こども青少年局長より、標記利用連絡書の記載については原則、平日の日中に病児・病後児保育室からの問い合わせ等に医師が対応可能な医療機関である「かかりつけ医」にお願いしているため、**夜間急病センターや休日診療所では記載しないようにとの依頼がまいりました。**
これを受けまして、

当夜間急病センターでは標記利用連絡書の記載はできません。

後日「かかりつけ医」に記載していただきたくお願い致します。

(社)横浜市医師会横浜市救急医療センター
センター長 新海 毅